

外航貨物 海上保険



外航貨物海上保険の補償内容

海を渡る貨物の安全のために。

海を渡り、大きな旅を経て届く貨物。

外航貨物海上保険は、輸送中の貨物の安全を約束し、安心へと導く大船。

万一の事故に備えた確かな補償が、皆さまの大切な貨物の無事を見守ります。

外航貨物海上保険とは？

国際貿易取引に伴い海上・航空輸送される貨物は、火災・爆発・船舶の座礁・沈没・転覆など海上輸送に特有の危険をはじめとし、貨物の雨漏れ、破損、盗難など様々な危険にさらされています。外航貨物海上保険とは、これらの危険によって貨物に生じた損害を補償し、取引の円滑化をはかる役割を果たすものです。

貿易条件と外航貨物海上保険

国際貿易取引を行う場合、買手と売手の間で、船積の時期、代金の支払、輸送方法、保険手配、費用負担などを取決めます。その際に、各々の国での法律、商習慣などによりトラブルが発生するのを防ぐため、売買契約に関する貿易条件が形成されていきました。現在世界各国で広く活用されているのが国際商業会議所で作成されたインコタームズ(INCOTERMS)です。これに基づいて買手と売手のどちらが保険を手配すべきかが決まります。

〈インコタームズ(INCOTERMS)の主な貿易条件〉

貿易条件	C I F	C F R(C&F)	F O B
保 険 手 配	売手(輸出者)	買手(輸入者)	買手(輸入者)
外航本船の手配	売手(輸出者)	売手(輸出者)	買手(輸入者)

1 輸出の場合(日本のお客さまが売手となる場合)

貿易条件がCIF条件の場合、売手(日本)側で保険を手配しなければなりません。また、CFR(C&F)、FOB条件であれば、船積以降買手(海外)側で保険を手配することになります。ただし、この場合、売手の倉庫から輸出本船船積までは無保険状態となります。この区間を補償する商品(輸出FOB保険)もご用意しております。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2 輸入の場合(日本のお客さまが買手となる場合)

輸出の場合とは逆に、CIF条件であれば売手(海外)側で手配し、CFR(C&F)、FOB条件であれば、海外の仕出港での船積以降の危険については、買手(日本)側で保険を手配することになります。

保険の対象となる貨物

日本と外国間または外国相互間(それに付随する国内輸送を含みます。)を船舶・航空機・国際郵便などにより輸送される貨物がこの保険の対象となります。

ご契約にあたっては事前に対象貨物を特定していただきます。

保険期間

1 海上危険・ストライキ危険

■ 輸出の場合

お申込みの際に指定された地の倉庫または保管場所において、この保険の対象となる輸送の開始のために輸送車両またはその他の輸送用具に貨物をただちに積込む目的で、貨物が最初に動かされた時から開始し、通常の輸送過程にある間継続し、お申込みの際に指定された仕向地の最終の倉庫または保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時に終了します。ただし、上記にかかわらず、下記①から③までのいずれか最初に起きた時に終了します。

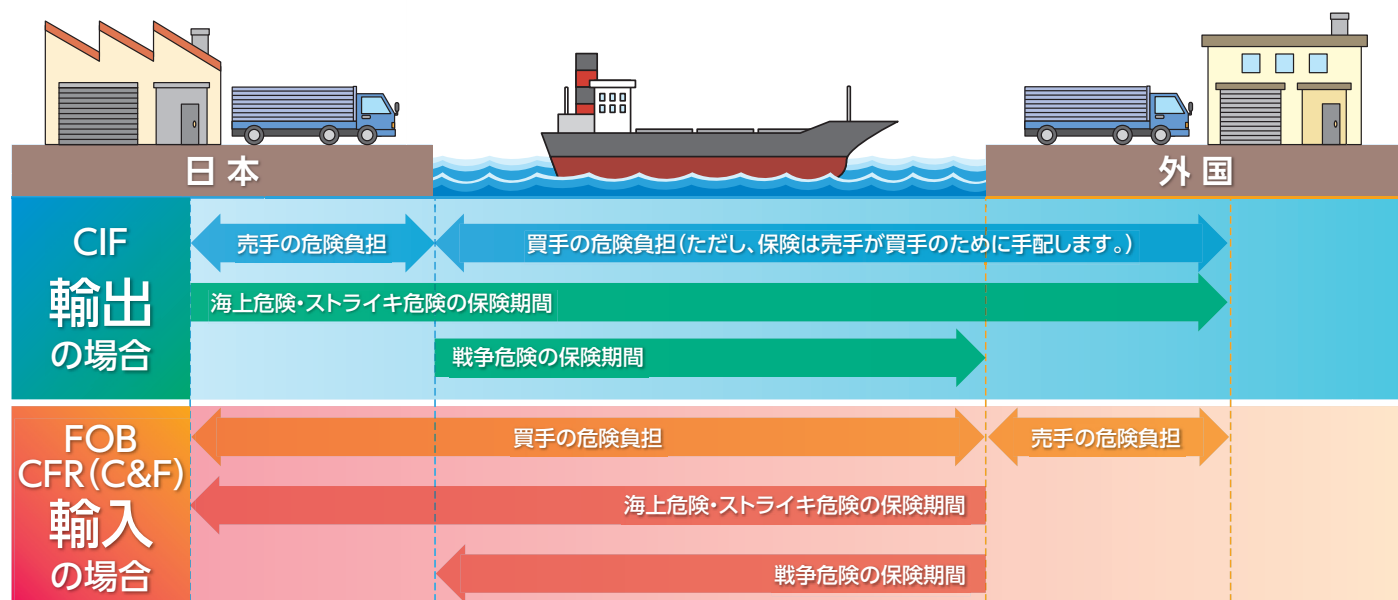
- ① お申込みの際に指定された仕向地到着前であると仕向地にあると問わず、被保険者もしくはその使用人が通常の輸送過程以外の保管のため、または割当もしくは分配のためのいずれかに使用することを選ぶその他の倉庫もしくは保管場所において、輸送車両またはその他の輸送用具からの荷卸しが完了した時
- ② 被保険者もしくはその使用人が、通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ時
- ③ 最終荷卸港における貨物の航洋船舶(航空機)からの荷卸完了後60日(航空機の場合は30日)を経過した時

■ 輸入の場合

被保険者が保険の目的物に対して危険の負担をした時(例えばインコタームズ2020におけるFOB/CFR条件にて輸入した場合は、「保険の目的物が仕出地において、本船に積込まれた時」となります。)から始まります。終期については輸出の場合と同じです。

2 戦争危険

戦争危険については、海上危険・ストライキ危険と異なり原則として貨物が陸上にある間は補償されず、貨物およびその一部についてはその部分が航洋船舶に積込まれた時のみ開始し、最終荷卸港または荷卸地において航洋船舶から荷卸しされる時、または最終荷卸港または荷卸地に航洋船舶が到着した日の午後12時から起算して15日を経過する時の、いずれか最初に起きた時に終了します。



保険金をお支払いする主な損害

国際貿易取引は世界各国で行われるため、外航貨物海上保険も、どこの地域でも使用可能でなければなりません。損保ジャパンでは、ロンドン保険市場で制定された2009年協会貨物約款 (Institute Cargo Clauses、以下 ICC といいます。) などを使用しお引き受けします。

1 海上危険

基本的な条件には海上輸送用の ICC (A)、(B)、(C)、および航空輸送用の ICC (Air) の4種類があります。それぞれについて保険金をお支払いする主な損害は下表のとおりです。

主 な 損 害 の 種 類	保 険 条 件			
	A	B	C	Air
火災・爆発	○	○	○	○
船舶・はしけの座礁・乗揚・沈没・転覆	○	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線	○	○	○	○
船舶・はしけ・輸送用具の、水以外の他物との衝突・接触	○	○	○	○
避難港における貨物の荷卸	○	○	○	○
投荷	○	○	○	○
波ざらい	○	○	△ ^(注1)	—
地震・噴火・雷	○	○	●	○
海水、湖水、河川の水の船舶・はしけ・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への侵入	○	○	△ ^(注1)	○
船舶・はしけへの積込またはそれらからの荷卸中の水没・落下による梱包1個ごとの全損	○	○	△ ^(注2)	○
悪意ある行為、破壊行為またはサボタージュ、海賊による損害	○	△ ^(注3)	△ ^(注3)	○
雨・雪等による濡れ	○	●	●	○
破損・まがり・へこみ	○	●	●	○
擦損・かぎ損	○	●	●	○
虫食い・ねずみ食い	○	●	●	○
盗難・抜き荷・不着	○	●	●	○
漏出・不足	○	●	●	○
汚染・混合	○	●	●	○
共同海損・救助料、継搬費用、損害防止費用	○	○	○	△ ^(注4)

○ … 保険金をお支払いします。 △ … 下記「注」にしたがい、保険金をお支払いします。

● … 保険金をお支払いしません。別途特約を付帯いただいた場合に保険金をお支払いします。

(注1) 自動付帯する“追加危険担保約款 (ICC (C) 用) (Additional Risk Clause for ICC (C))”により、「全損」のみ補償されます。

(注2) 自動付帯する“追加危険担保約款 (ICC (C) 用) (Additional Risk Clause for ICC (C))”により補償されます。

(注3) 自動付帯する“2009年貨物海上保険にかかわる追加規定 (Supplementary Provisions of Marine Insurance 2009)”により補償されます。

(注4) 共同海損は、航空機による輸送の場合は発生しません。

2 戦争危険・ストライキ危険

戦争危険・ストライキ危険は、協会戦争約款 (Institute War Clauses) および協会ストライキ約款 (Institute Strikes Clauses) により補償されます。

保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは、2009年協会貨物約款(Institute Cargo Clauses(A)(B)(C)(Air))、協会戦争約款(Institute War Clauses)、協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)、その他の適用される特別約款等をご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1 次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 被保険者の故意の違法行為
- ② 貨物の通常の漏損、重量もしくは容積の通常の減少または自然の消耗
- ③ 梱包または準備の不十分または不適切(ただし、その梱包または準備が、被保険者もしくはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に行われる場合にかぎります。なお、「梱包」にはコンテナへの積付けを含むものとし、「使用人」には独立した請負業者を含みません。)
- ④ 貨物の固有の^{かし}瑕疵または性質
- ⑤ 遅延(ただし、共同海損および救助料として支払う費用を除きます。)
- ⑥ 船舶の所有者、管理者、用船者または運航者の支払不能または金銭債務不履行(ただし、貨物を船舶に積込む時に、被保険者がそのような支払不能または金銭債務不履行が、その航海の通常の遂行の妨げになり得ると知っているか、または通常の業務上当然知っているべきである場合にかぎります。)
- ⑦ 原子核分裂および／もしくは融合もしくはその他類似の反応、または放射能もしくは放射性物質を利用した兵器または装置の使用(直接であると間接であるとを問いません。)
- ⑧ 船舶もしくは艀の不堪航、または船舶もしくは艀が貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、被保険者が、貨物がこれらの輸送用具に積込まれる時に、その不堪航または安全な運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
- ⑨ コンテナまたは輸送用具が貨物の安全な運送に適さないこと(ただし、これらの輸送用具への積込みが、この保険の危険開始前に行われる場合、または被保険者もしくはその使用人によって行われ、かつ、これらの者が積込みの時に運送に適さないことを知っている場合にかぎります。)
- ⑩ 貨物の保管中に発生したテロ行為^(注)または政治的・思想的・宗教的動機から活動する一切の者による損害
- ⑪ 放射能汚染(ただし、核燃料以外のラジオ・アイソトープは、それが商業用、農業用、医療用、科学用またはその他の同様な平和的目的のために作られ、輸送・保管・使用される場合は除きます。)、化学兵器・生物兵器・生化学兵器・電磁兵器

(注)テロ行為とは、合法的にあるいは非合法に設立された一切の政体を、武力または暴力によって転覆させあるいは支配するために仕向けられた活動を実行する組織のために活動し、あるいはその組織と連携して活動する者の行為によって生じるものをいいます。

2 次の場合、保険のお引受および保険金のお支払いができません。

保険会社が国際連合の決議に基づく制裁、禁止もしくは制限を受ける恐れがあるとき、または欧州連合、日本、連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる制裁、法律もしくは規則における制裁、禁止、制限を受ける恐れがあるとき

など

保険金額

1 輸出貨物の場合

インボイスのCIF価額にその10%を加算した金額となります。

2 輸入貨物の場合

FOB価額に運賃を加算したCFR(C&F)価額を基礎として算出したCIF価額にその10%を加算した金額となります。

※通常インボイスが外貨建の場合にも、保険金額は円貨となります。その際の換算率は、原則として、輸出地において本船が出航した日の、三菱UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.S.)の終値、上記の日にT.T.S.の終値の公示がされなかった場合は、さかのぼってもっとも近い日のT.T.S.の終値を使用します。

保険料率

海上危険料率

海上危険料率は、保険条件・貨物の種類・性質・荷造り・積付け・積載船舶の種類・航路・過去の損害率などの料率算定要素に基づいて算出されます。

損保ジャパンは長年にわたる経験と実績に基づき、お客さまごとのリスクに応じた料率をご案内します。

戦争危険・ストライキ危険料率

戦争危険・ストライキ危険料率に関しては、世界的な保険市場の中心である英国保険市場から取り付けた料率を参考に算出しています。これらは、国際間の政治情勢などの変化に大きく影響されるので、その適用料率も、このような情勢の変化に応じて変更されます。

積載船舶に関する割増料率

海上輸送される貨物については、使用される船舶が一定の要件(船種・船齢・船級等)を満たしていることを前提に海上危険料率を設定しております。したがって、実際に使用される船舶がこの要件を満たしていない場合は、割増保険料をお支払いいただいたり、保険条件・料率を変更させていただくことがあります。

外貨建契約の場合のご注意点

保険契約者が日本の居住者の場合、保険料のお支払いは通常円貨で行われております。したがって、外貨建契約の場合は算出された外貨表示の保険料を円貨に換算することが必要となりますが、この場合の換算率は、原則として、確定通知申込み受付日の前日の、三菱UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.S.)の終値、上記の日にT.T.S.の公示がされなかった場合は、さかのぼってもっとも近い日の終値を使用します。

なお、保険金については支払い保険金の金額につき協定した日の前日の三菱UFJ銀行本店の電信売相場(T.T.S.)の終値、上記の日にT.T.S.の公示がされなかった場合は、さかのぼってもっとも近い日の終値を使用します。したがって保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合は、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した金額が異なることがありますので、ご注意ください。

特にご注意いただきたいこと

I

主なご契約方式およびその概要

主なご契約方式およびその概要を記載しています。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

① 一輸送契約(スポット契約)について

危険開始日(貨物の輸送開始日)前までに、お客さまから輸送の都度取扱代理店または損保ジャパンにお申込みいただく方式です。

② 予定保険契約について

● 個別予定保険(Provisional Policy)

「個別予定保険(Provisional Policy)」は、貨物の数量、保険金額または輸送用具等が未確定の場合で、危険開始日(貨物の輸送開始日)前までに一輸送契約のお申込みが間に合わない場合、後日、確定のご通知をいただくことを前提に、輸送を予定している数量および予定保険金額をもってお申込みいただけるご契約方式です。

● 包括予定保険(Open Policy)

「包括予定保険(Open Policy)」は、一定期間にお客さまが取り扱う貨物の種類、輸送用具、輸送区間等を取り決め、これに該当する輸送は、後日、すべて漏れなく確定のご通知をいただくことを前提に約定するご契約方式です。

損保ジャパンへ継続的にお申込みいただく場合は、輸送の都度「一輸送契約(スポット契約)」や「個別予定保険(Provisional Policy)」をお申込みされるよりも、「包括予定保険(Open Policy)」をご締結いただくほうが便利です。

※お申込方法

協会貨物約款(Institute Cargo Clauses (A) (B) (C) (Air))、協会戦争約款(Institute War Clauses)、協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)およびご契約に適用される特別約款等の内容と申込書等に記載された事項を確認したうえ、損保ジャパン所定の外航貨物海上保険申込書の各項目に英語で記入し、保険申込人署名欄に記名ご捺印をしてお申込みください。また、一輸送契約または予定保険契約の確定のご通知に際し、保険条件が信用状(L/C)等により指定されている場合は、申込書にその写しを添付していただくか、指定された保険条件を保険条件欄にご記入ください。

II

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

③ クーリングオフ

この保険はクーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりませんのでご注意ください。

④ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑤ 契約申込書の記載事項の確認

保険の対象となる貨物の金額等(インボイス価額等)、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険申込書の記載事項が事実と違っていないか改めてご確認ください。相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑥ 保険金額の外貨建について

個人のお客さま(個人事業主を除きます。)が保険契約者となる場合は、保険金額を外貨建とすることはできません。

⑦ 外貨建の保険契約の場合

保険金額等の額が外貨建の保険契約の場合は、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金等の支払時とで、円貨に換算した保険金等の額が異なることがありますので、ご注意ください。

III

契約締結後における注意事項

● 通知義務等

(1) 次のような場合は、あらかじめまたは遅滞なく、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

■ 一輸送契約(スポット契約)の場合

「保険申込書(CARGO APPLICATION)」(Marine Quotation(見積書)を含む付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項に変更を生じさせる事実が発生した場合

■ 予定保険契約の場合

① 個別予定保険(Provisional Policy)

「個別予定保険申込書(PROVISIONAL CARGO APPLICATION)」(Marine Quotation(見積書)を含む付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項に変更を生じさせる事実が発生した場合

② 包括予定保険(Open Policy)

「包括予定保険申込書(APPLICATION FOR OPEN POLICY OF MARINE INSURANCE)」(Marine Quotation(見積書)を含む付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項に変更を生じさせる事実が発生した場合

■ 全契約方式共通

- ・危険の著しい変更または増加があった事実を知った場合
- ・ICC第9条、ICC(Air)第7条(運送契約の打ち切り)により補償の継続を要請する場合
- ・ICC第10条、ICC(Air)第8条(航海の変更)により仕向地を変更し、補償の継続を要請する場合
- ・ご契約に適用される特別約款等で規定される通知義務事項が発生した場合

また、ご契約者の住所等を変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますのでご注意ください。なお、保険の目的物自体の変更については、お引き受けできない場合もありますのでご注意ください。

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちに ご通知 いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平 日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。

また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

商品に関するお問い合わせ

◆パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

◆カスタマーセンター

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時～午後8時

土日祝日：午前9時～午後5時

(12月31日～1月3日は休業)

(注1) お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2) パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合
(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808〈通話料有料〉

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平 日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、協会貨物約款(Institute Cargo Clauses(A)(B)(C)(Air))、協会戦争約款(Institute War Clauses)、協会ストライキ約款(Institute Strikes Clauses)、その他の適用される特別約款および「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

有限会社木下保険事務所

TEL 047-380-8742

<http://www.kinoshita-hoken.co.jp>